

区分	■ 新規 □ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	法務省、国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	11 空き家問題を解決するための相続財産管理人選任の申立て等に係る費用の国費負担について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>所有者、管理者が不在の空き家や、相続放棄された空き家の管理が行われず放置され、地域の住環境に悪影響を及ぼしている空き家問題を解決するため、相続財産管理人制度があるが、この制度は裁判所へ予納金を納める必要があり、建物等の売却益が出ない物件に関しては管理人報酬を予納金から支払うため、予納金が返還されない。また、空き家が売却できない場合は、長期間、管理人報酬等の費用を負担する必要があり、制度利用の障壁となっている。</p> <p>よって、地方公共団体が相続財産管理人選任の申立てを行う際は、国において予納金等、空き家の処理にかかる費用を負担することを要望する。</p>		
提案理由	<p>空き家対策総合支援事業の中に「財産管理人制度の活用」に関する補助があるが、補助要件に合致していることが求められ、支援事業の対象にならない空き家の措置は、市単費で予算措置をしている。</p> <p>相続財産管理人選任の申立てに必要な予納金等の費用が国費負担となることで、地方公共団体の予算措置が不要となることから、相続放棄された空き家等に対して相続財産管理人選任の申立てが行いやすくなり、空き家問題の解決につながることを期待される。</p>		
現況及び課題等	<p>相続放棄された空き家は、相続放棄した人が相続財産管理人選任の申立てを行うことも出来るが、申立て等にかかる費用を全て負担する必要があり、相続放棄した経緯等から空き家として放置されたままとなってしまう、状態の良い空き家であっても、管理されず放置されることで劣化が進み特定空家等の候補となってしまうケースが多々見受けられる。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法 ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法 		